

短答式試験問題集
[民法・商法・民事訴訟法]

【以下の問題の解答に当たっては、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用を考慮する必要はない。】

〔民法〕

〔第1問〕（配点：2）

意思表示に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No. 1〕）

1. Aは、その所有する甲土地についてBと仮装の売買契約を締結し、その旨の所有権移転登記をした。その後、Bがこの事情を知らないCに甲土地を売却した場合、BからCへの所有権移転登記がされていないときでも、Aは、Cに対し、AB間の売買契約の無効を主張することができない。
2. Aは、その所有する甲土地についてBと仮装の売買契約を締結し、その旨の所有権移転登記をした。その後、Bがこの事情を知らないCから500万円を借り入れたが、その返済を怠ったことから、Cが甲土地を差し押さえた場合、甲土地の差押えの前にCがこの事情を知ったとしても、Aは、Cに対し、AB間の売買契約の無効を主張することができない。
3. Aの代理人であるBは、その代理権の範囲内でAを代理してCから1000万円を借り入れる旨の契約を締結したが、その契約締結の当時、Bは、Cから借り入れた金銭を着服する意図を有しており、実際に1000万円を着服した。この場合において、Cが、その契約締結の当時、Bの意図を知ることができたときは、Aは、Cに対し、その契約の効力が自己に及ばないことを主張することができる。
4. AのBに対する甲土地の売買契約の意思表示について法律行為の要素に錯誤があった場合でも、Aに自らの錯誤を理由としてその意思表示の無効を主張する意思がないときには、Bは、Aの意思表示の無効を主張することはできない。

〔第2問〕（配点：2）

代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 2〕）

- ア. Aの代理人として土地を購入する権限を与えられたBが、Cとの間で甲土地の売買契約を締結する際に、Bの従業員Dに命じて甲土地の売買契約書に「Aの代理人B」という署名をさせた場合でも、AC間に売買契約の効力が生ずる。
- イ. Aの代理人として土地を購入する権限を与えられたBが、Aの許諾を得て復代理人Cを選任し、CがDとの間で甲土地の売買契約を締結した場合、CがDに対しAのために売買契約を締結することを示しただけで、自らが代理人Bによって選任された復代理人であることを示さなかったときは、AD間に売買契約の効力は生じない。
- ウ. Aの代理人として土地を購入する権限を与えられたBが、CのBに対する詐欺により、Aのためにすることを示してCとの間で甲土地の売買契約を締結した場合、Aは、その売買契約を取り消すことができない。
- エ. Aの代理人として土地を購入する権限を与えられたBが、Cから甲土地を売却する権限を与えられてCの代理人にもなり、A及びCを代理してAC間の甲土地の売買契約を締結した場合、Bが双方代理であることをA及びCの双方にあらかじめ通知したときは、AC間に売買契約の効力が生ずる。
- オ. Aの代理人として土地を購入する権限を与えられたBが、Aのためにすることを示さずにCとの間で甲土地の売買契約を締結した場合、BがAのために売買契約を締結することをCが知ることができたときは、AC間に売買契約の効力が生ずる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第3問】（配点：2）

消滅時効の中断に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は，[No. 3]）

1. 時効期間が経過する前に、被保佐人である債務者が保佐人の同意を得ることなくその債務を承認した場合、その債権の消滅時効は中断しない。
2. 時効期間が経過する前に、債権者が第三者に債権を譲渡し、債務者がその債権の譲渡について債権の譲受人に対し承諾をした場合、その債権の消滅時効は中断する。
3. 時効期間が経過する前に、債務者が債権者の代理人に対し支払猶予の申入れをした場合、その債権の消滅時効は中断する。
4. 時効期間が経過する前に、債務者が債権者に対し債務の承認をした場合、被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を、その債権の物上保証人が否定することは許されない。

【第4問】（配点：2）

不動産登記に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No. 4]）

- ア. AがA所有の甲土地をBに売却し、その旨の所有権移転登記がされた後、Bは、甲土地をCに売却し、その旨の所有権移転登記がされた。その後、AがBの強迫を理由としてBに対する売買の意思表示を取り消した場合、Aは、Cに対し、甲土地の所有権がAからBに移転していないことを主張することができる。
- イ. AがA所有の甲土地をBに売却し、その旨の所有権移転登記がされた後、Aは、Bの詐欺を理由としてBに対する売買の意思表示を取り消した。その後、BがCに甲土地を売却し、Cへの所有権移転登記をした場合、Aは、Cに対し、甲土地の所有権がBからAに復帰したことを主張することができない。
- ウ. Aは亡Bから亡Bの所有していた乙土地の遺贈を受けたが、その旨の所有権移転登記をしていなかった。その後、亡Bの共同相続人の一人であるCの債権者Dが乙土地についてCの相続分に相当する持分を差し押さえ、その旨の登記がされた。この場合、Aは、Dに対し、乙土地の所有権を亡Bから取得したことを主張することができる。
- エ. AがB所有の乙土地を占有し、取得時効が完成した場合において、その取得時効が完成する前に、Cが乙土地をBから譲り受けると同時に乙土地の所有権移転登記をしたときは、Aは、Cに対し、乙土地の所有権を時効取得したことを主張することができる。
- オ. AがB所有の乙土地を占有し、取得時効が完成した場合において、その取得時効が完成する前に、Cが乙土地をBから譲り受け、その取得時効の完成後にCが乙土地の所有権移転登記をしたときは、Aは、Cに対し、乙土地の所有権を時効取得したことを主張することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第5問】（配点：2）

AとBが各2分の1の割合で共有する甲土地の法律関係に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.5】）

1. Aは、甲土地の不法占拠者に対し単独で不法行為に基づく損害賠償を請求することができるが、Aの請求することができる損害賠償の額は、Aの持分割合に相当する額に限られる。
2. AB間の合意により甲土地をAが単独で使用する旨を定めた場合、Aは、甲土地を単独で使用するができるが、その使用による利益についてBに対し不当利得返還債務を負う。
3. Aが死亡し、その相続人の不存在が確定するとともに、甲土地がAの特別縁故者に対する財産分与の対象にもならなかったときは、Aの有していた甲土地の持分はBに帰属する。
4. Aが甲土地の管理費用のうちBが負担すべき分を立て替えて支払った後、Bが甲土地の自己の持分をCに譲渡した場合、Aは、Cに対し、その立替金額の支払を請求することができる。

【第6問】（配点：2）

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.6】）

- ア. 一般の先取特権者は、債務者の財産の中の動産が売却されて買主にその引渡しがされた場合、債務者が取得する代金債権について、その払渡しの前に差押えをしなくても先取特権を行使することができる。
- イ. 動産売買の先取特権者がその代金債権を第三者に譲渡した場合、その先取特権は代金債権とともに第三者に移転する。
- ウ. 動産売買先取特権と動産質権が競合する場合、動産質権は動産売買先取特権より先順位となる。
- エ. 不動産の保存行為が完了した後直ちに不動産の保存の先取特権の登記をした場合であっても、その先取特権は、その登記より前にその不動産について登記された抵当権に先立って行使することができない。
- オ. 不動産の工事先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。
1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第7問】（配点：2）

Aが、A所有の甲動産を占有するBに対し、所有権に基づく甲動産の引渡請求訴訟を提起したところ、Bは、Aの夫Cから質権の設定を受けその質権を即時取得した旨の反論をした。この場合に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，【No.7】）

1. 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定されるから、Bは、質権の即時取得の成立を基礎付ける事実を主張・立証する必要はない。
2. Bは、Cとの間で質権設定の合意をし、その合意に基づいてCから甲動産の引渡しを受けたことを主張・立証する必要がある。
3. Bは、質権の被担保債権の発生原因事実を主張・立証する必要はなく、Aが、質権の被担保債権の消滅原因事実を主張・立証する必要がある。
4. Bは、Cに甲動産の所有権がないことについてBが善意であることを主張・立証する必要はないが、Bに過失がないことを主張・立証する必要がある。

〔第8問〕（配点：2）

債務不履行による損害賠償に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.8〕）

- ア. 消費貸借の約定利率が法定利率を超える場合、借主が返済を遅滞したときにおける損害賠償の額は、約定利率により計算される額であり、貸主は、約定利率により計算される額を超える損害が生じていることを立証しても、その賠償を借主に請求することはできない。
- イ. 家屋の賃借人が賃貸借契約の終了後もその家屋を賃貸人に返還しない場合、賃貸人は、その賃貸借契約で定められた賃料に相当する額の損害賠償を賃借人に請求することができるが、賃貸人がその賃貸借契約の終了後に別の者との間でその家屋の賃貸借契約を締結し、その賃貸借契約で定められた賃料が従前の賃料を上回るときであっても、その新たな賃料に基づく損害賠償を賃借人に請求することはできない。
- ウ. 営業用店舗の賃貸人が修繕義務の履行を怠ったために賃借人がその店舗で営業をすることができなかつた場合、賃借人は、これにより生じた営業利益の喪失による損害の賠償を、債務不履行により通常生ずべき損害として請求することができるが、賃借人が営業をその店舗とは別の場所で再開するなどの損害を回避又は減少させる措置を何ら執らなかつたときは、そのような措置を執ることができた時期以降に生じた損害の全ての賠償を請求することはできない。
- エ. 当事者が債務不履行について損害賠償の額を予定している場合、裁判所は、その損害賠償の予定額を増減することはできず、過失相殺により賠償額を減額することもできない。
- オ. 当事者が損害賠償の方法について金銭以外の物による旨の合意をしても、その効力は認められない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第9問〕（配点：2）

AがBに対して融資をしていたところ、Bがその所有する建物をBの妻Cに贈与し、その旨の所有権移転登記をしたことから、Aが詐害行為取消訴訟を提起した。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.9〕）

- ア. Aは、BからCへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができるほか、CからAへの所有権移転登記手続を請求することもできる。
- イ. Aは、BからCへの所有権移転登記の抹消登記手続を請求することなく、BC間の贈与契約の取消しを請求することができる。
- ウ. Aは、詐害行為の取消しを請求するに際しては、B及びCの両方を被告として訴えを提起しなければならない。
- エ. Aは、BC間の贈与契約が債権者であるAを害すること及びそのことをB及びCが知っていたことを主張・立証しなければならない。
- オ. Aは、BC間の贈与契約の当時Bが無資力であったことを主張・立証すれば足り、詐害行為取消訴訟の口頭弁論終結時までにBの資力が回復したことは、Cが主張・立証しなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第10問】（配点：2）

相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.10]）

ア． AのBに対する甲債権が差し押さえられた後、BがAに対する乙債権を取得した場合、Bは、乙債権を自働債権として甲債権と相殺することができる。

イ． 賃貸人が賃料の不払を理由として賃貸借契約を解除した後、賃借人が解除後に存在を知った賃貸人に対する債権と賃料債務を相殺により消滅させたとしても、賃貸借契約の解除の効力には影響がない。

ウ． 継続的契約の当事者が、その契約が終了したときに債権債務が残っていた場合は相殺することをあらかじめ合意していたとしても、その合意は無効である。

エ． 債権が不法行為によって生じたときは、その債権者は、その債権を自働債権として相殺することができる。

オ． 注文者は、請負人に対する目的物の瑕疵の修補に代わる損害賠償債権を自働債権として、請負人の注文者に対する報酬債権と相殺することはできない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第11問】（配点：2）

AがA所有の宝石を代金100万円でBに売却した際、その宝石の代金債務と宝石の引渡債務の履行期を同一とすることがAB間で合意された。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.11]）

ア． A及びBが各自の債務を履行した後に、第三者Cの詐欺を理由としてBがAB間の売買契約を取り消した場合、AのBに対する宝石代金の返還債務とBのAに対する宝石の返還債務とは、同時履行の関係にある。

イ． AがBに対する宝石の代金債権を第三者Dに譲渡してBにその旨を通知した後、Bが遅滞なく異議を述べなかった場合、Bは、Dからの宝石代金の支払請求に対し、同時履行の抗弁権を行使することができない。

ウ． AがBに対して別の貸金債務を負っている場合、BのAに対する宝石の代金債務についてその履行期が到来しても、Aは、AのBに対する宝石の引渡債務について弁済又はその提供をしていないときは、AのBに対する宝石の代金債権とBのAに対する別の貸金債権とを対当額で相殺することができない。

エ． AがBに対して宝石代金の支払を求める訴えを提起した場合、Bの同時履行の抗弁が認められるときは、Aの請求は全部棄却される。

オ． BがAに対して宝石の引渡債務の履行遅滞に基づく損害賠償を求める訴えを提起した場合、Bが宝石の代金債務の弁済の提供をしていないときは、Bの請求は全部棄却される。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第12問〕（配点：2）

賃貸借及び使用貸借に関する次の1から4までの各記述のうち、使用貸借にのみ当てはまるものはどれか。なお、本問において、賃貸借の賃貸人及び使用貸借の貸主は、いずれも「貸主」といい、賃貸借の賃借人及び使用貸借の借主は、いずれも「借主」という。（解答欄は、〔No.12〕）

1. 借主は、目的物の通常に必要な費を負担する。
2. 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、目的物の使用及び収益をしなければならない。
3. 貸主が死亡した場合、契約は当然に終了する。
4. 借主は、契約が終了した場合、目的物を原状に復さなければならないが、借主が目的物に附属させた物を取去するには、貸主の同意を得る必要がある。

〔第13問〕（配点：2）

請負人の瑕疵担保責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.13〕）

- ア. 仕事の目的物の引渡しを要する場合において、その引渡しの時に目的物の瑕疵が明らかであったときは、請負人は瑕疵担保責任を負わない。
 - イ. 仕事の目的物に瑕疵がある場合、注文者は、その瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。
 - ウ. 仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた場合、請負人は、その材料又は指図が不相当であることを知りながら注文者に告げなかったときを除き、瑕疵担保責任を負わない。
 - エ. 仕事の目的物に瑕疵がある場合において、その瑕疵を修補することが不能であるときは、注文者は、請負契約を解除することができる。
 - オ. 仕事の目的物の引渡しを要しない場合、請負人の瑕疵担保責任の存続期間は、その仕事が終了した時から起算する。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第14問〕（配点：2）

婚姻が解消した場合の法律関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.14〕）

- ア. 婚姻によって氏を改めた者は、婚姻が夫婦の一方の死亡によって解消した場合であるか離婚によって解消した場合であるかを問わず、婚姻前の氏に戻るが、法定の期間内に届出をすれば、婚姻が解消した際に称していた氏を称することができる。
 - イ. 婚姻が離婚により終了した場合には、姻族関係は当然に終了するが、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了した場合には、姻族関係は生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときに限り終了する。
 - ウ. 婚姻中の夫婦の間に生まれた子が未成年であるときは、協議上の離婚の際に、父母の一方を親権者と定めなければならないが、この定めについては、家庭裁判所の許可を要しない。
 - エ. 婚姻が離婚により終了した場合には、配偶者の財産分与請求権が認められ、また、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了した場合には、生存配偶者の相続権が認められるが、判例によれば、配偶者について認められるこれらの権利は、内縁関係にある者についても類推して認められる。
 - オ. 判例によれば、協議上の離婚をした夫婦の一方は、相手方に対し財産の分与を請求した場合には、相手方に対し慰謝料を請求することはできない。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第15問】（配点：2）

遺贈に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.15]）

ア．遺贈は、相続人に対してすることができない。

イ．包括遺贈を受けた者は、相続財産に属する債務を承継する。

ウ．受遺者が遺言者より先に死亡した場合は、遺言者が遺言において別段の意思を表示していない限り、受遺者の相続人が遺贈を受ける権利を相続する。

エ．遺言者が遺言において別段の意思を表示していない限り、受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。

オ．遺贈の承認及び放棄は、撤回することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

[商法]

[第16問] (配点：2)

株式会社の発起人の責任に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No.16])

1. 発起人の一人からの財産引受けに係る契約が締結された場合において、会社の成立の時ににおけるその目的財産の価額が定款に記載された価額に著しく不足するときは、その財産引受けに関する事項について裁判所が選任した検査役の調査を経たときでも、他の発起人は、会社に対し、その不足額を支払う義務を負う。
2. 募集設立において発起人の一人が現物出資をした場合において、会社の成立の時ににおける現物出資財産の価額が定款に記載された価額に著しく不足するときでも、他の発起人は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、会社に対し、その不足額を支払う義務を負わない。
3. 発起人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったことにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負うときは、総株主の同意によっても、これを免れることができない。
4. 会社が成立しなかった場合において、発起人がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、その発起人は、会社の設立に関して支出した費用を負担しない。
5. 発起人が会社の設立についてその任務を怠り、これによって会社に損害を生じさせた場合において、その会社について設立を無効とする判決が確定したときは、その発起人は、会社に対し、損害を賠償する責任を負わない。

[第17問] (配点：2)

株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならないものとされている。株式会社に関する次の1から5までの各規律のうち、この原則の例外としてふさわしくないものはどれか。(解答欄は、[No.17])

1. 会社が発行する株式を引き受ける者の募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合に、割当てを受ける募集株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
2. 会社は、一定の数の株式をもって株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする旨を定款で定めることができる。
3. 会社は、既存の株式とは別に、剰余金の配当に関する優先株式を新たに発行し、既存の株式の株主に優先して優先株式の株主に剰余金の配当をすることができる。
4. 定款に別段の定めがない限り、取締役に対し株主総会の招集を請求した株主の有する議決権が総株主の議決権の100分の3に満たないときは、取締役は、その請求を拒むことができる。
5. 会社法上の公開会社でない会社は、残余財産の分配を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いをする旨を定款で定めることができる。

【第18問】（配点：2）

株式が2以上の者の共有に属する場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.18]）

- ア. 判例によれば、その株式に係る権利を行使する者を指定するときは、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができる。
- イ. 判例によれば、その株式に係る権利を行使する者を指定し、会社に通知した場合でも、株主総会の決議事項について共有者の間に意見の相違が生じたときは、その指定された者は、自己の判断に基づき議決権を行使することができない。
- ウ. その株式に係る権利を行使する者の指定及び会社に対する通知を欠くときは、会社が株式の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの1人に対してすれば足りる。
- エ. 判例によれば、その株式に係る権利を行使する者の指定及び会社に対する通知を欠く場合には、共有者全員が議決権を共同して行使するときでも、会社から議決権の行使を認めることは許されない。
- オ. 判例によれば、株式を2以上の者が共同して相続し、そのうちの1人が共有者として株主総会決議不存在確認の訴えを提起する場合において、その株式に係る権利を行使する者の指定及び会社に対する通知を欠くときは、特段の事情がない限り、原告適格は認められない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第19問】（配点：2）

株主総会の招集に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、いわゆる全員出席総会が成立する場合及び招集手続の省略について株主全員の同意がある場合は、考慮しないものとする。（解答欄は、[No.19]）

- ア. 取締役会設置会社でない会社においては、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めない場合には、株主総会の目的である事項を定めたときでも、その事項を招集通知に記載することを要しない。
- イ. 取締役会設置会社においては、会社法上の公開会社であるか否かにかかわらず、株主総会の招集通知は、株主総会の日から2週間前までに発しなければならない。
- ウ. 会社法上の公開会社においては、株主総会の招集通知は、口頭ですることができない。
- エ. 大会社においては、株主総会の招集に際して、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めなければならない。
- オ. 連結計算書類を作成しなければならない会計監査人設置会社においては、定時株主総会の招集通知に際して、株主に対し、連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告を提供しなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第20問】（配点：2）

取締役会に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.20]）

- ア. 会社は、取締役会の日の3日前までに取締役会の招集通知を発する旨を定款で定めることができる。
- イ. 取締役会の招集権者を定めるときは、定款でこれを定めなければならない。
- ウ. 取締役会においては、その招集に際して定められた取締役会の目的である事項以外の事項についても決議することができる。
- エ. 定款に取締役の員数及び取締役会の決議要件についての定めがなく、3人の取締役がいる場合において、2人の取締役が取締役会の決議について特別の利害関係を有するときは、その取締役会の決議は、行うことができない。
- オ. 監査役設置会社の株主は、取締役が会社の目的の範囲外の行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第21問】（配点：2）

取締役に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.21]）

- ア. 特別取締役のうち、少なくとも1人は、社外取締役でなければならない。
- イ. 代表取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならないが、あらかじめ他の取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、取締役会への報告を省略することができる。
- ウ. 取締役が自己のために会社とした取引によって会社に損害が生じたときは、その取締役は、任務を怠ったことがその取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明しても、その取引に係る任務懈怠責任を免れることができない。
- エ. 監査役設置会社においては、取締役が法令に違反する行為をするおそれがある場合でも、その行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときでなければ、監査役は、その取締役に対し、その行為をやめることを請求することができない。
- オ. 社外取締役を株主総会の決議によって解任するには、正当な理由がなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第22問】（配点：2）

監査役会設置会社の監査役に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.22]）

- ア. 監査役会は、2人以上の常勤監査役を選定することができる。
- イ. 監査役が4人いるときは、少なくとも2人は、社外監査役でなければならない。
- ウ. 監査役が4人いる場合において、監査役会に出席した監査役が3人いるときは、そのうち2人の賛成により監査役会の決議が成立する。
- エ. 会社は、監査役が監査役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき監査役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の監査役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。
- オ. 監査役を解任する株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第23問】（配点：2）

株式会社の資本金に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.23]）

- ア. 資本金の額は、会社の財産の増減と連動して増減する。
- イ. 資本金は、貸借対照表において、資産の部に計上される。
- ウ. 募集株式の発行に際して、株主となる者が会社に対して払込み又は給付をした財産の額の2分の1を超えない額を資本金として計上しないときは、資本金として計上しない額は、利益準備金として計上しなければならない。
- エ. 自己株式の処分により、資本金の額は増加しない。
- オ. 資本金の額の減少は、債権者異議手続が終了していないときは、その効力を生じない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第24問】（配点：2）

持分会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.24]）

- ア. 法人は、持分会社の社員となることができない。
- イ. 社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかは、定款の絶対的記載事項である。
- ウ. 有限責任社員は、信用を出資の目的とすることができる。
- エ. 合名会社は、計算書類を作成する必要はない。
- オ. 合資会社の有限責任社員が退社したことによりその会社の社員が無限責任社員のみとなったときは、その会社は、合名会社となる定款の変更をしたものとみなされる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第25問】（配点：2）

株式会社を各当事会社とする合併において、合併比率の不公正は合併無効の訴えに係る無効原因とはならないという見解がある。次のアからオまでの各記述のうち、この見解の論拠としてふさわしくないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.25]）

- ア. 合併比率の算定に当たっては、多くの事情を勘案しなければならず、その算定の方式にも種々のものがある。
- イ. 株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反するときは、その違反は、その決議の取消事由となる。
- ウ. 反対株主は、原則として、会社に対し、株式買取請求権を行使することができる。
- エ. 会社は、原則として、一定の期間内に異議を述べた債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供しなければならない。
- オ. 株主総会の特別決議があれば、募集株式を引き受ける者に特に有利な払込金額で募集株式を発行することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第26問〕（配点：2）

会社関係訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.26〕、〔No.27〕 順不同）

1. 株主代表訴訟を提起した株主は、株式交換によりその訴訟の係属中に株主でなくなった場合でも、その対価として株式交換完全親会社の株式を取得したときは、原告適格を失わない。
2. 会社法上の公開会社において、株主代表訴訟を提起することができる株主は、6か月前から引き続き株式を有している必要があるが、この期間は、定款の定めにより伸長することができる。
3. 株主代表訴訟は、退任後の取締役を被告として提起することができない。
4. 取締役を選任した株主総会決議の取消しの訴えは、その取締役を被告として提起することができる。
5. 判例によれば、株主は、自己に対する株主総会の招集手続に瑕疵がない場合でも、他の株主に対する招集手続に瑕疵があるときは、そのことを理由として、株主総会決議の取消しの訴えを提起することができる。

〔第27問〕（配点：2）

個人商人（小商人に当たる者を除く。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.28〕）

- ア. 未成年者は、商人となることができない。
- イ. 商人は、複数の商号を登記することができない。
- ウ. 商人は、営業とともにする場合でなければ、商号を譲渡することができない。
- エ. 登記した商号の譲渡は、その登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
- オ. 商人は、その営業のために使用する財産について、適時に、正確な会計帳簿及び貸借対照表を作成しなければならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第28問〕（配点：2）

個人商人及び商行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.29〕）

- ア. 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、効力を失う。
- イ. 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときでも、その債務は、各自が連帯して負担する。
- ウ. 商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、その他人が商人であるか否かにかかわらず、相当な報酬を請求することができる。
- エ. 商行為によって生じた債務に係る債権が指図債権である場合でも、その債務の履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、その債務の履行は、債権者の現在の営業所においてしなければならない。
- オ. 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒んだために売主が相当の期間を定めて催告をした後にその物を競売に付したときは、売主は、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなければならないが、これを怠ったときは、その競売は、無効となる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第29問〕（配点：2）

約束手形の流通に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.30〕）

- ア． Aが商取引の裏付けなく専ら手形を利用してBに金融を得させることを目的としてBに手形を振り出した場合において、BがCにこれを裏書譲渡したときは、Cがそのような手形振出しの目的を知ってその手形を取得したときでも、Aは、そのことを理由として、Cに対して手形金の支払を拒むことができない。
- イ． 手形を善意取得した者は、その手形について除権決定があったときは、その手形に表章された手形上の権利を失う。
- ウ． AがBに振り出した手形が白地手形であって、Bが白地の補充をしないままこれをCに裏書譲渡した場合において、CがA・B間であらかじめされた白地の補充に関する合意と異なる補充をしたときは、Cが善意でかつ重大な過失がないときでも、Aは、その白地の補充に関する合意に反することをもってCに対抗することができる。
- エ． 手形の裏書欄の記載事項のうち被裏書人欄の記載のみが抹消されたときは、その裏書は、裏書の連続の関係では、白地式裏書となる。
- オ． AがBに振り出した手形をBがCに裏書譲渡し、これをCが更にDに裏書譲渡した場合において、AがBに対する人的抗弁を善意のCに対して対抗することができないときは、Dがその人的抗弁の存在を知ってその手形を取得したときでも、Aは、Dに対してその人的抗弁を対抗することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第30問〕（配点：2）

約束手形の支払に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.31〕、〔No.32〕 順不同）

- 1. 振出人が期限の利益を放棄して支払をすべき日より前に手形金の支払をしようとするときは、所持人は、その支払を拒むことができる。
- 2. 振出人が支払をすべき日に手形金の一部の支払をしようとするときは、所持人は、その支払を拒むことができる。
- 3. 振出人は、支払をすべき日に手形金の支払をするに当たり、裏書の連続の整否を調査する義務を負うが、裏書人の署名を調査する義務を負わない。
- 4. 振出人は、所持人が支払をすべき日又はこれに次ぐ2取引日以内に支払のために手形を呈示しないときでも、所持人に対する手形金の支払義務を免れない。
- 5. 確定日払の手形の振出人は、所持人が支払のために手形を呈示しないときでも、支払をすべき日に支払をしない限り、同日以後の利息を支払わなければならない。

[民事訴訟法]

[第31問] (配点：2)

送達に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。
(解答欄は, [No.33])

1. 原告が被告の住所を知らながらこれを不明としてした申立てに基づき訴状等の公示送達が実施されたため、被告が訴え提起の事実を知らないまま被告敗訴の第一審判決が下され、その後、控訴期間を徒過した場合には、当該被告は、控訴を追完することができる。
2. 被告の住所宛てに郵便に付する送達ができる場合において、訴状等を書留郵便で発送すれば、書留郵便の保管期間満了により訴状等が裁判所に返戻されても、訴訟係属の効果には影響がない。
3. 被告のクレジットカードを無断で使用した被告の同居の妻が、当該使用に係る立替金請求訴訟の訴状等が被告の住所において送達された際、被告不在のため、被告に代わってこれを受領した後に隠匿したことにより、被告が訴え提起の事実を知らないまま被告敗訴の第一審判決が下され、これが確定したときは、当該判決に対して再審の訴えを提起することができる。
4. 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をすることができる。
5. 訴訟代理人を選任している被告につき、第一審判決正本を、当該訴訟代理人ではなく被告本人に送達することは違法である。

[第32問] (配点：2)

訴訟能力、法定代理人及び法人の代表者に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。(解答欄は, [No.34], [No.35] 順不同)

1. 成年被後見人が意思能力のある状態で離婚の訴えを提起した場合、この訴え提起は無効であり、補正命令の対象となる。
2. 被保佐人が相手方の提起した控訴につき控訴棄却を求める答弁をするには、保佐人又は保佐監督人の同意を要しない。
3. 未成年者を被告とする訴状等を当該未成年者宛てに送達し、未成年者本人がこれを受領した場合、その後、法定代理人が追認したとしても、法定代理人に対し更にこれを送達しなければならない。
4. 株式会社の代表取締役の職務の執行を停止し、その職務を代行する者を選任する旨の仮処分が発令されている場合、その取締役を選任した株主総会決議が無効であることの確認を請求する本案訴訟において、当該株式会社を代表すべき者は、当該職務を代行する者である。
5. 法定代理人の無権代理行為の瑕疵を看過してなされた本案判決が確定した場合、訴訟能力を取得した本人がこの判決の存在を知った日から30日を経過した後は、再審の訴えを提起することができない。

【第33問】（配点：2）

法人でない社団に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，【No.36】）

1. 法人でない社団が，団体としての固定資産ないし基本的財産を有しない場合，当該団体に当事者能力が認められる余地はない。
2. ある土地が法人でない社団の所有に属することの確認を求める訴えにつき，当該団体が原告となり認容判決を得る余地はない。
3. ある土地が法人でない社団の構成員全員の総有に属することの確認を求める訴えにつき，当該団体が原告となる余地はない。
4. 法人でない社団の旧代表者の個人名義で登記されている不動産に関し，代表者の交代に伴い，新代表者の個人名義への所有権移転登記手続を求める訴えにつき，新代表者が原告となる余地はない。
5. 法人でない社団を債務者とする金銭債権を表示した債務名義を有する債権者が，当該団体の代表者の個人名義で登記された不動産に対して強制執行をする余地はない。

【第34問】（配点：2）

訴訟費用に関する次の1から5までの各記述のうち，正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.37】，【No.38】 順不同）

1. 裁判所は，終局判決において，当事者の申立てがなくても，訴訟費用の負担について裁判をしなければならない。
2. 訴訟費用の負担の裁判の対象となる訴訟費用には，当事者が任意で選任した訴訟代理人である弁護士に対して支払う報酬も含まれる。
3. 訴訟上の救助の決定は，申立て又は職権であることができる。
4. 訴訟費用は，敗訴の当事者が負担するのが原則であるが，裁判所は，事情により，勝訴の当事者に，その権利の伸張又は防御に必要でない行為によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。
5. 当事者が裁判所において和解をした場合における和解の費用は，その負担について特別の定めをしなかったときは，当事者双方が半分ずつ平等に負担する。

【第35問】（配点：2）

XはYに対して，甲土地の所有権確認をを求める訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。この場合に関する次の1から5までの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，【No.39】）

1. 訴状の請求の趣旨欄に「『Xが甲土地の所有権を有することを確認する。』との判決を求めよ。」との記載があれば，請求の原因欄に甲土地の所有権の取得原因事実の記載がなくても，そのことは訴状の補正を命じる理由にはならない。
2. XがYに対して甲土地の所有権に基づきその返還を請求することができるときは，甲土地についてのXの所有権を確認する訴えの利益を認めることはできない。
3. Xが，甲土地の所有権の取得原因として，Aの元所有，Xの父BによるAからの買受け，Bの死亡による相続を主張し，Yが，Aの元所有は認めつつ，その後のXの所有権の取得の経緯を単純否認した。この場合，裁判所が証拠調べの結果に基づいて，Aから甲土地を買ったのはBではなくYであることを理由としてXの請求を棄却することはできない。
4. 本件訴えについて，Xの請求を棄却する判決が確定した後に，Yが，Xに対して，Yが甲土地の所有権を有することの確認をを求める訴えを提起した場合，当該判決の既判力の作用により，Xは，Yが甲土地の所有権を有することを争うことができない。

5. 本件訴えについて、Xの請求を棄却する判決が確定した後に、甲土地を占有するYがZに対しその占有を移転したため、XがZに対し、所有権に基づく甲土地の明渡しを請求することは、当該判決の既判力により妨げられない。

〔第36問〕（配点：2）

訴えの利益に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.40〕）

1. 新株予約権の募集事項の決定につき株主総会決議を要する場合において、当該決議の取消訴訟が係属中に当該新株予約権が発行されたとしても、当該訴えの利益は失われない。
2. 共同相続人間において具体的相続分についてその価額又は割合の確認を求める訴えは、確認の利益が欠ける。
3. 確定した給付判決が存在しても、時効中断のため他に方法がないときには、同一訴訟物につき再度給付の訴えを提起する利益が認められる。
4. 物の引渡しが執行不能となる場合に備えての代償請求は、将来の給付の訴えとしてその利益が認められる。
5. ある財産が特別受益財産であることの確認を求める訴えは、確認の利益が欠ける。

〔第37問〕（配点：2）

賃貸人が自己所有の建物を賃借人に賃貸していたところ、賃借人の無断転貸の事実が判明したため、賃貸人が原告となり、賃借人に対しては無断転貸による解除を理由とする賃貸借契約の終了に基づく建物明渡しを、転借人に対しては所有権に基づく建物明渡しを、それぞれ求める訴えを併合提起した。この訴訟（以下「本訴」という。）について、次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.41〕）

1. 訴状等を受領した転借人が最初の口頭弁論期日に答弁書その他の準備書面を提出しないで欠席したときは、裁判所は、弁論を分離し、転借人に対する建物明渡請求を認容する判決をすることができる。
2. 賃借人が取調べを申し出た証人が、賃貸人が転貸借について承諾した事実を証言したときは、当該証言は、転借人に対する建物明渡請求についても、転借人の援用を要することなく証拠資料となる。
3. 訴訟代理人によって代理されていない賃借人が訴訟の係属中に死亡したときは、転借人に対する建物明渡請求訴訟も中断する。
4. 賃貸人は、本訴提起に先立ち、転借人が建物の占有を他に移転することに備えて、転借人に対し、占有移転禁止の仮処分を申し立てることができる。
5. 賃借人に対する建物明渡請求において、賃借人の転貸借が賃貸人に対する背信的行為と認めに足りない特段の事情があることを基礎付ける事実、賃借人が主張立証責任を負う。

【第38問】（配点：2）

Xは、Yに対し、Yの代理人Zとの間で、Yが所有する甲土地の売買契約を締結したと主張して、売買契約に基づき甲土地の所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。この場合において、次のアからオまでのYの各陳述のうち、当該訴えの請求原因に対する抗弁となり得るものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.42】）

ア．Yは、Zに対して、代理権を授与したことはない。

イ．YがZに対して授与した代理権は、甲土地について賃貸借契約を締結することについてのものである。

ウ．XとZとの間で甲土地の売買契約が締結される前に、YとZとの合意によりZへの授権は撤回されている。

エ．甲土地の売買契約に係るZの意思表示は、XのZに対する詐欺に基づいてされたものであるため、これを取り消す。

オ．Zが甲土地についての売買契約を締結した相手方は、Xではなく、Xの息子であるAである。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第39問】（配点：2）

裁判上の自白に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.43】、【No.44】 順不同）

1. 貸金返還請求訴訟において、被告が原告の主張する額の金銭の受領を認める旨の陳述をしたときは、金銭消費貸借契約締結の事実につき裁判上の自白が成立する。

2. 貸金返還請求訴訟の原告本人尋問において、被告が抗弁として主張する弁済の事実を原告が認める旨の供述をしたときは、弁済の事実につき裁判上の自白が成立する。

3. 親子関係不存在確認の訴えにおいて、被告が、子の懐胎が可能である時期に両親が別居していたとの原告の主張を認める旨の陳述をしたときは、この事実につき裁判上の自白が成立する。

4. 所有権に基づく建物明渡請求訴訟において、被告が原告との間で当該建物の賃貸借契約を締結した旨の抗弁を主張し、原告がこれを認める旨の陳述をしたときは、賃貸借契約締結の事実につき裁判上の自白が成立する。

5. 所有権に基づく建物明渡請求訴訟において、原告が自ら進んで被告との間で当該建物の賃貸借契約を締結した旨の陳述をしたときは、これを被告が援用すれば、賃貸借契約締結の事実につき裁判上の自白が成立する。

【第40問】（配点：2）

争点及び証拠の整理手続に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.45】）

1. 当事者は、口頭弁論において、準備的口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

2. 裁判所は、事件を書面による弁論準備手続に付するに当たり、当事者の意見を聴かなければならない。

3. 弁論準備手続期日において、証人の採否の決定及び証人尋問をすることができる。

4. 裁判所は、弁論準備手続の期日を公開しなければならない。

5. 書面による準備手続においては、いわゆる電話会議システムを利用することができない。

【第41問】（配点：2）

直接主義に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.46]，[No.47] 順不同）

1. 裁判所は、裁判官が代わった場合において、当事者の申出があるときは、裁判官が代わる前に尋問した当事者本人について、その尋問をしなければならない。
2. 合議体の審理をその構成員である裁判官の一人が単独裁判官として引き続き審理をするときは、弁論の更新手続は必要ないが、単独裁判官の審理をその裁判官を含む合議体として引き続き審理をするときは、弁論の更新手続が必要である。
3. 弁論の更新手続をしないままされた判決は、法律に従って判決裁判所を構成しなかったものとして、最高裁判所に対する上告の理由となる。
4. 控訴審において、第一審で尋問した証人につき当事者が尋問を求めた場合、これを認めなくても、直接主義の要請に反しない。
5. 裁判官が代わった後の口頭弁論期日に当事者の一方が欠席した場合、裁判所は、出頭した他方の当事者に、当事者双方に係る従前の口頭弁論の結果を陳述させて、弁論の更新手続をすることはできない。

〔第42問〕（配点：2）

文書提出命令に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.48]）

1. 民事訴訟法第220条第4号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。
2. 文書提出命令の申立てをする場合において、文書の表示又は文書の趣旨を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時にあっては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。
3. 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
4. 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものに該当するかどうかの判断をするためには、いわゆるインカメラ手続を採ることはできない。
5. 判例によれば、第三者に対してされた文書提出命令に対し、文書提出命令の申立人ではない本案訴訟の当事者は、即時抗告をすることができない。

（参照条文）民事訴訟法

（文書提出義務）

第220条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前3号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

- イ 文書の所持者又は文書の所持者と第196条各号に掲げる関係を有する者について同条に規定する事項が記載されている文書
- ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
- ハ 第197条第1項第2号に規定する事実又は同項第3号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
- ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
- ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

〔第43問〕（配点：2）

補助参加に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.49]、[No.50] 順不同）

1. 当事者が補助参加の申出について異議を述べないときは、補助参加人は、参加の理由を疎明する必要がない。
2. 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合には、当事者が援用してもその効力を有しない。
3. 原告側に補助参加をした補助参加人は、訴えの取下げをすることができない。
4. 補助参加人への第一審判決正本の送達の日から2週間以内であれば、その前に被参加人が控訴を提起することのないまま控訴期間が経過していたとしても、補助参加人は、控訴を提起することができる。
5. 貸主の借主に対する貸金返還請求訴訟において、保証人が借主側に補助参加した場合、借主

が、参加申出よりも前に、請求原因事実の一部を自白し、これを撤回することができない場合であっても、保証人はその自白に係る事実を争うことができる。

〔第44問〕（配点：2）

共同訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.51〕）

1. 入会集落の構成員の一部は、入会地についての使用収益権に基づいて、入会地への立入りを妨害する者に対し、その排除を求める訴えを提起することができる。
2. A及びBが共有する甲土地について、第三者Cに対し、甲土地がA及びBの共有に属することの確認を求める訴えは、Aが単独で提起することができる。
3. A及びBが共有する甲土地について、第三者Cに対し、Aが甲土地の共有持分権を有することの確認を求める訴えは、Aが単独で提起することができる。
4. AがBから甲土地を買い受けた場合において、その所有権移転登記がされる前にBが死亡し、C及びDがAに対して所有権移転登記手続をする義務をBから共同相続したときは、Aは、C又はDのいずれか一方を被告としてB名義で登記されている甲土地につき所有権移転登記手続を求める訴えを提起することができる。
5. Aが所有する甲土地とB及びCの共有に属する乙土地とが筆界（境界）を挟んで隣接する場合において、Aが境界確定の訴えを提起するときは、B及びCの双方を被告としてこれを提起しなければならない。

〔第45問〕（配点：2）

裁判に対する不服申立てに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.52〕、〔No.53〕 順不同）

1. 忌避の申立てを認容する決定に対しては、不服を申し立てることができない。
2. 移送の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができる。
3. 文書提出義務がないことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができない。
4. 補助参加の申出を認める決定に対しては、不服を申し立てることができない。
5. 訴訟費用の負担の裁判に対しては、独立して不服を申し立てることができない。